

波佐見町家屋評価システム更改業務仕様書

作成者：波佐見町 税務財政課 固定資産税班

第1章 総則

1 はじめに

- (1) 本仕様書は、波佐見町が発注する「波佐見町家屋評価システム更改業務」について、受託者が行う業務範囲、責務、その他業務の実施に必要な条件等を定め、もって本業務の円滑な実施を行うにあたり、必要最低限の仕様を定めるものとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に誠意を持って対応しなければならない。

2 目的

「高い安全性と信頼性」、「高い利便性」を兼ね備えた家屋評価システムを導入することで、事務処理の統一化や正確性の向上、事務の効率化を図ることを目的とする。

3 準拠する法令等

本業務を遂行するにあたり、次の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
- (2) 固定資産評価基準（自治省告示第 158 号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (4) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- (5) その他関係法令及び通達等

4 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と発注者の協議により決定するものとし、受託者の負担において実施するものとする。また、この仕様書で不明な部分については、受託者と発注者の協議のうえを進めるものとする。

5 作業計画

本業務実施にあたり、行程表、着手届を発注者へ提出し、承認を得なければならない。

6 報告の義務

本業務実施期間中においても、受託者は業務の進捗状況を随時報告するものとし、必要に応じて発注者へ報告書を提出するものとする。

7 秘密の保持

受託者は本業務中に知り得た情報を、発注者の許可なしに他に漏らしたり利用したりしてはならない。

8 完了

受託者は委託業務完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

9 瑕疵等

受託者は本業務完了後といえども受託者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正その他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。

第2章 業務内容

1 業務概要

(1) 業務の名称

「波佐見町家屋評価システム更改業務」とする。

(2) システム詳細

「第3章 波佐見町家屋評価システム基本機能」とする。

(3) 契約種別

5年間の賃貸借契約

地方自治法第234条の3（長期継続契約とする）

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 業務の内容

① システム構築

ア 波佐見町が用意するクライアントへのシステム導入作業

② データセットアップ等

ア 評価データ等のセットアップ

③ システムに係る運用サポート

ア 運用マニュアル等の必要となるドキュメントの作成

イ 操作研修環境の構築及び操作研修テキスト等の作成並びに職員への指導

④ 保守管理業務

ア システム保守管理業務（別途契約）

(5) 成果品

受注者が発注者に納める本業務の成果品は、次のとおりとする。

① 仕様に基づくソフトウェア

品 目	数量
固定資産評価基準に準拠した家屋評価システム	1 ライセンス

② プロジェクト管理及び運用支援

品 目	数量
仕様検討した結果に基づく設定書	1 部
打ち合わせ議事録	1 部
操作マニュアル（電子ファイル）	1 枚
操作研修及び指導	適宜

2 履行期間（業務実施期間）

令和7年10月1日から令和12年9月30日の5年間（60回払い）

※賃貸借契約による。

3 履行場所

長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷660番地

波佐見町役場 税務財政課 固定資産税班

第3章 波佐見町家屋評価システムの基本機能

1 システムの概要

(1) 総務省の定める「固定資産評価基準」に準拠して開発・改善・設定されたシステムであること。

(2) クライアントパソコンは現在発注者側で使用しているパソコン1台で運用するものとし、今後、クライアントパソコンの更新に伴い、Windows 11 Pro の後継OSにも対応できるものであること。

既設クライアントパソコン	
・ OS	Windows 11 Pro
・ CPU	Intel Core i5-1235U 1.30GHz

・メモリ	8GB
・ストレージ	128GB (SSD)
・ディスプレイ	解像度：1920×1080
・インストールソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ Microsoft 365 Apps for enterprise ・ SKYSEA Client View ・ ESET Endpoint Antivirus
・ネットワーク	・インターネット接続無し
・既設プリンタ	<ul style="list-style-type: none"> ・ CANON C5850F ・ EPSON LX-10050M ・ RICOH P6500

(3) 【別紙1】システム要件確認書に準じていること。

2 家屋評価システムの保守及び運用支援（別途契約）

- (1) 本法改正、固定資産評価基準の改正に伴うシステムの変更、バージョンアップは保守の範囲内で行えること。
- (2) 令和7年度中に予定されている「地方自治体の情報システムの標準化・共通化」により仕様の変更が生じた場合の費用については別途協議する。
- (3) ソフトウェア等に障害が発生した場合、迅速に障害を検知し復旧可能な体制を有すること。
- (4) 開庁日の午前9時00分から午後5時15分までについては、速やかに障害復旧の対応が開始できること。
- (5) 打ち合わせ等を行った場合は、合意した事項を文書で提出すること。
- (6) 発注者からの問い合わせについては、迅速かつ適切な回答を行うこと。
- (7) システムを運用する職員に対し、利用や管理に必要な事項についての説明及び教育を行うこと。